

長野市公契約等基本条例では、長野市との契約で1億円以上の工事、1千万円以上の業務委託などについて、事業者に労働環境報告書の提出を求めることとしています。

労働環境報告書の報告項目は次のとおりです。（建設工事の例）

### 労働条件

- ① 賃金、労働時間その他の労働条件を各労働者に書面で明示していますか。
- ② 長野市公契約等基本条例及び労働環境報告書の項目の内容の遵守について、この契約に従事する労働者に掲示、配布等により周知していますか。
- ③ 常時使用する労働者が10人以上の場合に、就業規則を作成し、所轄の労働基準監督署に届け出ていますか。また、就業規則を作業場所等の見やすい場所に常時掲示すること等により労働者に周知していますか。

### 労働時間

- ④ 労働者が働いた労働時間を適正に把握（労働日ごとの始業時刻及び終業時刻の確認又は記録等）をしていますか。
- ⑤ 時間外勤務及び休日労働について、労働基準法に規定する限度時間を遵守していますか。
- ⑥ 休憩時間は、労働時間により決められた時間以上の時間を付与していますか。また、休日は、法律で定められた日数以上の日数を付与していますか。
- ⑦ 年次有給休暇を適切に付与していますか。

### 保険手続

- ⑧ 社会保険、厚生年金、雇用保険及び労災保険（個人事業主の場合は、健康保険、国民年金及び労災保険）の加入手続を適正に行っていますか。

### 安全衛生

- ⑨ 事業場の業種及び規模（常時使用する労働者数）に応じた安全衛生管理体制（衛生管理者、産業医の選任等）を整備していますか（常時使用する労働者が50人以上の場合は衛生管理者及び産業医の選任義務、10人以上50人未満の場合は安全衛生推進者又は衛生推進者の選任義務があります。）。
- ⑩ 労働者の健康及び生命の維持のため、機械等による負傷及び粉じん、ガス等に起因する健康障害その他の労働災害を防止する措置を行っていますか。

### 下請負等契約

- ⑪ 下請負契約に際し、長野市公契約等基本条例の規定について説明し、理解を得ていますか。
- ⑫ 見積書を活用する等、市場価格と照合し、適正な価格で下請負契約を締結していますか。
- ⑬ 下請負契約に際し、国土交通省の社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインに示された下請負者の社会保険の加入促進のための指導に努めていますか。

### ワーク・ライフ・バランス

- ⑭ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に配慮した取組（休暇の取得の促進、育児休業及び介護休業の取得の促進、勤務時間の短縮、時差出勤及び在宅勤務の実施等）を実施していますか。

### 賃金

- ⑮ 法定三帳簿（労働者名簿、賃金台帳及び出勤簿）を整備していますか。
- ⑯ 労働者に賃金を毎月1回以上かつ一定の期日にその全額を直接支払っていますか（口座振込みを含みます。）。
- ⑰ 時間外労働、休日労働及び深夜業の割増賃金を法令の規定に基づき支払っていますか。
- ⑱ 長野県の地域別最低賃金以上の額を労働者に支払っていますか。
- ⑲ この契約に従事する労働者の最も低い賃金額。

本条例に関するお問合せ、労働環境についての申出・相談先

**長野市財政部 契約課**

TEL:026-224-5015

e-mail : keiyaku@city.nagano.lg.jp

